

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第5条第1項第1号中「第35条第1項各号」を「第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては16,000円、向上計画が同項各号」に、「、5,000円」を「5,000円」に改め、同項第2号中「向上計画認定申請」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第5号中「第2号の表」の次に「又は第3号の表」を加え、「同表」を「これらの表」に、「第3号」を「第4号の表」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 共同住宅等の向上計画認定申請（向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積（当該向上計画が前号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
------	----

300平方メートル未満の場合	28,000円（適合証を提出する場合には、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合には、17,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	83,000円（適合証を提出する場合には、36,000円）
5,000平方メートル以上の場合	125,000円（適合証を提出する場合には、64,000円）

第5条第3項および第6条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。